



六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

法第二条第二十二条号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副本主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十九号、第二条第一項第四号）の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他

の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十一条第四項において準用する場合を含む。）、

二 第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二项並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第一百三十六号）第三条及び第十二条第一項

法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項

二 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項

三 自動車ターミナル法第十二条第三項

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規格）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計一千平方メートル（第五条第十八条号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五千平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

二 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

第十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等（廊下等）

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対する警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられることは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられたこと。

れおり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものという。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合

は、この限りでない。

（階段）として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踏場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

四 段鼻の突き出しその他のつまきの原因となるものを設けないこと。

五 段がある部分の上端に近接する踏場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対する警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（ホテル又は旅館の客室）として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のあら便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のあら便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のあら便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。（便所）として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、主に掲げるものでなければならない。

（便所）として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、主に掲げるものでなければならない。







		障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 施行令第二十八条の規定にかかるらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間に限り、なお従前の例による。
	附 則 (平成二六年五月二八日政令第一 八七号) 抄	第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。
	附 則 (平成二七年一月二三日政令第二 一号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
	附 則 (平成三〇年九月二八日政令第二 八〇号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
	附 則 (平成三〇年一〇月一九日政令第二 二九八号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。
（経過措置）		

	障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。	
	附 則 (令和二年一〇月二日政令第三〇 二号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
	附 則 (令和二年一一月二〇日政令第三 一号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であつたものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。
	附 則 (令和二年一一月九日政令第三四 五号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。
	附 則 (令和三年九月二四日政令第三六 一号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。
	附 則 (令和三年九月二四日政令第三六 一号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。
	附 則 (令和四年三月一五日政令第八四 三号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日政令第二九  
三号) 抄

（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。